

広島県選挙管理委員会告示第八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年十一月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市安佐北区	四二、〇八三
三原市世羅郡	三三、一五七